

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	固定資産税に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

基山町は、固定資産税に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

佐賀県基山町長

公表日

令和3年9月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	固定資産税に関する事務
②事務の概要	地方税法その他地方税に関する法律及び基山町税条例に基づき、1月1日現在で基山町に土地、家屋、償却資産を所有している人に対して、その資産価値に応じた固定資産税額を算出し、賦課・徴収する。 法務局の登記情報、家屋評価、償却資産の申告等により固定資産税賦課対象者の把握及び納税義務者における固定資産所有物の確認を行い、賦課期日(1月1日)現在の所有者に対して課税する。 町は、課税客体「土地・家屋・償却資産」の台帳を基に賦課決定を行い、納税義務者に納税通知書を送付する。 固定資産の変更により「土地・家屋・償却資産」の台帳の変更を行う。
③システムの名称	・Acrocity固定資産税 ・固定資産管理システム(土地・家屋) ・MICJET番号連携サーバー ・中間サーバー ・統合宛名システム ・eLTAXシステム
2. 特定個人情報ファイル名	
固定資産税情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	(1)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。) 第9条第1項 別表第一の16の項 (2)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第16条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 該当なし 【情報照会の根拠】 (1)番号法第19条第8号、別表第二の27の項 (2)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第20条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	税務課
②所属長の役職名	税務課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	基山町税務課 佐賀県三養基郡基山町大字宮浦666番地
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	基山町税務課 〒841-0204 佐賀県三養基郡基山町大字宮浦666番地 TEL 0942-92-7918

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年7月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年7月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input checked="" type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月27日	法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一 第16項	(1)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。) 第9条第1項 別表第一の16の項 (2)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第16条	事後	
令和1年6月27日	②法令上の根拠	番号法第19条第7号、別表第二 第27項及び第28項	【情報提供の根拠】 該当なし 【情報照会の根拠】 (1)番号法第19条第7号、別表第二の27の項 (2)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第20条	事後	
令和1年6月27日	②所属長の役職名	税務課長 平野 裕志	税務課長	事後	
令和1年6月27日	連絡先	基山町税務課 佐賀県三養基郡基山町大字宮浦666番地 TEL0942-92-7918	基山町税務課 〒841-0204 佐賀県三養基郡基山町大字宮浦666番地 TEL 0942-92-7918	事後	
令和1年6月27日	1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年3月31日 時点	令和1年5月30日 時点	事後	
令和1年6月27日	2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年3月31日 時点	令和1年5月30日 時点	事後	
令和3年9月1日	②システムの名称	<ul style="list-style-type: none"> ・Acrocity固定資産税 ・MICJET番号連携サーバー ・中間サーバー ・統合宛名システム 	<ul style="list-style-type: none"> ・Acrocity固定資産税 ・固定資産管理システム(土地・家屋) ・MICJET番号連携サーバー ・中間サーバー ・統合宛名システム ・eLTAXシステム 	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月1日	法令上の根拠	【情報提供の根拠】 該当なし 【情報照会の根拠】 (1) 番号法第19条第7号、別表第二の27の項 (2) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条	【情報提供の根拠】 該当なし 【情報照会の根拠】 (1) 番号法第19条第8号、別表第二の27の項 (2) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条	事前	
令和3年9月1日	1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和1年5月30日 時点	令和3年7月31日 時点	事前	
令和3年9月1日	2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和1年5月30日 時点	令和3年7月31日 時点	事前	